

保育園入園Q & A

Q：子どもが食物アレルギーですが、給食はどうなりますか？

A：食物アレルギーをお持ちのお子様については、各園により対応できる内容が異なりますので、希望される方は、事前に保育園との打ち合わせが必要となりますので、各保育園にお問合せください。

Q：申込みは、郵送で出来ますか？

A：家庭状況の聞き取りやお子様ご同伴の面接を実施しますので、郵送での受け付けはしておりません。各保育園または子育て支援課に直接お申込みください。

Q：求職中でも入園申込みはできますか？

A：求職中の方でも入園申込みは可能です。ただし、入園選考する際の優先順位は低くなります。また、求職中に入園が決定した場合、利用開始から2カ月以内に就職することが在園の条件となります。

Q：申込みをした場合、必ず入園できますか？また、入園は先着順ですか？

A：保育園には施設定員とクラス定員があり、定員を超える申込みがあった場合は入園選考により決定するため、入園できない場合もあります。また、申込締切期限までに申込みをされた方の中で、就労証明書に記載された就労時間等を基に入園選考を行いますので、先着順ではありません。

Q：兄弟姉妹の入園を同時に申込みました。兄弟姉妹で同時期に同園へ入園することはできますか？

A：ご希望の保育園の空き状況や申込み状況によっては、ご希望に添えないことがあります。そのため、同時入園等を希望する場合は、きょうだいの状況の欄に入園等の条件についてご記入ください。

Q：転園申込みをし、転園決定の連絡をもらいましたが、辞退して元の保育園に戻ることはできますか？

A：転園が決定すると元の保育園には、次に入園する方が決定している場合があります。そのため、原則転園決定後の取り下げは出来ませんので、転園の必要なくなった場合は、すみやかに転園取り下げの連絡を保育園または子育て支援課にしてください。

Q：希望園はいくつまで希望できますか？また、希望先を変更したい場合はどうしたらいいのですか？

A：希望する保育園は送迎ができる範囲であれば、複数希望することができます。第5希望以降は欄外に記入してください。また、希望先を変更したい場合は、子育て支援課に電話もしくはお越しいただき変更してください。

Q：入園選考では第1希望にしている方が優先されるのですか？

A：希望順位に関係なく、保育の必要性を点数化し、点数の高い方から入園決定となります。

Q：育児休業明けで入園を希望する場合は、いつから入れるのですか？

A：育児休業が明ける日の属する月の1日からの入園となります。(例・育児休業明けが4月20日の場合は、4月1日の入園申込みとなります。)

Q：就業日及び職場復帰日が月の初日の場合の慣らし保育は、どうなるのですか？

A：慣らし保育は、原則入園が決定された日(毎月1日)からの実施となりますが、保育園によっては、入園前に何らかの方法(一時保育等)で対応してもらえるケースもありますので、事前に保育園に事情等についてご相談ください。なお、育児休業明けの場合は、職場復帰するまでの日を慣らし保育に使うことができます。

Q：保育園に入れなかった場合、その後も毎月申し込みをしなければならないのですか？

A：申込みを一度していただければ、当該年度中は申込みが有効となっており、毎月選考いたします。なお、当該年度中に入園決定ができず、翌年度も入園を希望する場合は、別途申込みが必要となります。

(書類配布：11月 申込受付：12月予定)

Q：選考結果は、毎月送られてくるのですか？

A：選考は毎月行いますが、結果については、最初の入園希望月のみ通知いたします。その後は、入園が可能となった場合のみ通知いたします。

Q：保育料は公立と私立では違いますか？

A：月々の保育料は同じですが、園服費・バス代など別途費用がかかることがあります。また、時間外保育料は私立の保育園により異なります。

Q：年度の途中で3歳になったら、保育料は変更になりますか？

A：保育料は、入園年度当初（4月1日）現在の満年齢で算定しますので、年度途中で誕生日を迎えても保育料は変わりません。

Q：現在2歳児までの保育園に通っていますが、3歳児以降はどうすればよいのですか？

A：3歳児以降も保育の継続をご希望の場合は、改めて入園申込みの手続きが必要となります。その場合、入園審査の際に一定の調整を行います。（保育園入園を保障するものではありません。）

Q：支給認定申請は、いつすればいいですか？

A：保育園の入園申込みと同時に行うことが必要です。「八千代市支給認定申請書」に必要事項をご記入の上、所定の期日内に他の必要書類とともにご提出ください。

Q：「保育標準時間」と認定された場合、必ず毎日11時間の利用ができるのでしょうか？

A：保育必要量については、子ども・子育て支援法施行規則（内閣府令）により、保育の必要性の事由等によって区分されているものです。実際の利用時間については保護者の就労時間など実態に応じたものになるので、保護者が育児短時間勤務等の制度を利用していた場合などは必要量に満たない利用時間となる場合があります。

Q：1号から2号への支給認定区分の変更や、短時間から標準時間への保育必要量の変更がある場合、どのような手続きが必要ですか？

A：認定証の記載内容に変更があれば、八千代市役所子育て支援課に変更届をご提出ください。幼稚園在園児を保育園に入園させたい場合は、入園申込みの際に認定変更の手続きが必要になります。

Q：幼稚園と認可保育園を併願する予定です。支給認定の申請はどのようになりますか？

A：幼稚園と認可保育園を併願する場合、2号認定の申請をしていただくこととなります（1号と2号の認定を同時に受けることはできません）。保育園の入園申込みを行ったうえで幼稚園の申込みを行い、最終的に幼稚園に入園することになった場合、1号認定切り替えてください。

Q：八千代市外の保育園等に入園申込みを行いたいのですが？

A：市外へ転出する場合は、転出先の保育担当課に手続き等についてご確認ください。市内に居住しながら他市町村の保育園等を希望する場合は、八千代市役所を経由しての手続きとなりますので、子育て支援課までご連絡ください。